

東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する要望書

日頃の貴職の県民の生活を守る取り組みに敬意を表します。東日本大震災において発生した災害廃棄物処理について、国は広域処理を進めています。しかし、がれきは放射能に汚染されています。環境省が発表した岩手県の一般焼却炉の灰から最高 30000 ベクレル/kg の放射能セシウムが検出され、文科省が発表した汚染マップでも岩手県の汚染が確認されています。水俣病はじめ多くの公害の犠牲の歴史の上に得られた公害拡大防止の原則は「危険な汚染物質を決して希釈して拡散してはならない、閉じ込めて総量で規制すべきである」ということです。汚染を広げない、とは全ての環境問題の原則です。放射性廃棄物についても拡散させないことが原則であり、不幸にして汚染された場合には、なるべくその近くに抑え込み、国の責任において市民の生活環境に放射性物質が漏れ出ないように、集中的かつ長期間の管理を継続することが必要である事は、非常時であっても厳守すべき事です。放射性物質を含むがれきの受け入れ・焼却事業には以下のような重大な違法性があり、認められません。

1 原子力規制法では、原子力施設内における放射性廃棄物の処置として、放射性セシウムでは 100 ベクレル/Kg をクリアランスレベルと定めています。そして、それ以上の汚染物を放射性廃棄物と規定、資格を持つ取扱管理者以外がこれを移動することも、放射性廃棄物最終処分場以外に廃棄することも固く禁止しています。この基準は安全の観点から定められています。一方、瓦礫の広域処理について、環境省は福島原発事故後、焼却灰などを一般廃棄物として自治体が処分場に埋め立てる基準を、放射性セシウム 8000 ベクレル/Kg 以下とし、さらに 11 年 8 月 27 日には、10 万ベクレル以下の場合も一般の最終処分場で埋め立てを容認する方針を決めました。これは原子力規制法と矛盾しますし、一般的には、原子力施設内の基準より、外の一般地の基準はより厳しくするべきであると考えられます。

2 環境省は 2012 年 5 月、広域処理予定のがれきの総量を従来の 401 万トンから 247 万トンに大幅に下方修正しました。その後 6 月には岩手の可燃物については目途がついたとの細野大臣の明言、不燃物についても県内処理、復興資材化の方向で進められており、7 月には宮城県も可燃物の広域処理については新たな自治体に受け入れを要請しないという事が発表されました。結論として国が広域処理を呼びかけてきた岩手県と宮城県の可燃物については処理に目途が立った形になっています。この現状を踏まえ、和歌山県はがれき広域処理の必要性について真剣に再考し、見識を示すべきだと考えます。

3 2012 年 7 月 5 日はテレビ番組に出演した細野大臣自ら「ヒ素や六価クロムが混じっているがれきは危険で埋め立てられない」と明言されています。がれきには放射能だけではなく、他の有害物質（ヒ素、六価クロム、銅などの重金属、ダイオキシン、PCB、アスベスト…）も染み込んでおり、これらを完全に分別、測定することはできません。これらの有害物質を焼却すると、排ガスを通じて環境中に放出され、焼却灰に濃縮し、環境や人体に蓄積し甚大なる被害を及ぼします。最新の汚染除去装置（訳者注：バグフィルターなど）により、排ガスは安全にな

ったとの主張がありますが、それを裏付けるのは事実上不可能であり、たとえ裏付けられても、正常な稼働状態の時に排出される排ガスだけにしか当てはまらないと考えられます。より懸念されるのは、短時間に大量の有毒物質を排出する、立ち上げと立ち下げ時など非正常時の状況であります。有害性が最も高い排ガスのうち二つ—PM と有害重金属—は、比較的、除去に抵抗性があるのです（除染しにくい）。

自然豊かで世界遺産も保有している和歌山にがれきを受け入れれば、農業、水産業に被害がもたらされる事は避けられないでしょう。

4 そもそも放射性物質を「安全に」燃やせる焼却炉など存在しません。焼却炉とはもともと、一定程度の有害物質の排出を許可された汚染施設（特定施設）です。その排ガスや排水、焼却灰には高濃度の有害物質が含まれています。

バグフィルターで有害物質が 99.9%除去できるというのはデマで、実際にバグフィルターメーカー（日立プラントテクノロジー、日鉄鉱業、明和工業、富士工機、瑞東産業など）全てが『放射性物質を除去できない』と認めています。

5 2012年7月24日、文部科学省は関東・東北地方の10都県で放射性ストロンチウムが確認されたと発表しました。昨年6月には関東でプルトニウムの飛散が確認されるなど、原発事故由来の汚染は凄まじいものがあり、しかも相当、広範囲に広がっています。加えて静岡県島田市ではがれきの本格焼却が始まってから、たった10トン処理しただけで、近隣の小学校の校庭の土壌を測定した結果、セシウム12万8000ベクレル/m²が測定されています。

汚染されたがれき焼却を積極的に進めるという事は、有害物質の拡散、汚染を広範囲にわたって引き起こすリスクを伴い、環境基本法に違反する行為となります。

6 がれきの広域処理は憲法・地方自治法違反です。福島第一原発事故を受けての特別措置法では、「第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする」とあります。これは、「国の施策への協力」とはいいながら、実態は県を通じた強制であり、団体自治と住民自治という原則を定めた地方自治法に反します。また、放射性物質を含む廃棄物は、国際合意に基づいて管理すべきであり、IAEAの基本原則でいえば、拡散を防止して集中管理をするべきです。放射性廃棄物を焼却すると、気化した放射性物質は気流にのり、国境を越えて汚染が広がります。広域処理を進めるなら、日本は地球規模の環境汚染の責任を負うこととなります。和歌山が汚染者の役割を担う必要はありません。

7 イギリスでは、放射性廃棄物を燃している焼却炉がいくつかあり、放射能を帯びたPMを発生させています。その放射性物質を呼吸によって体内に取り込むと、体内でアルファ線とベータ線を放出する可能性があります。体外では危険性が低いこれらの放射性物質は、体内ではとんでもなく破壊的な作用を及ぼしますが、これらの放射性

排ガスが人の健康にどれだけの影響を与えているかについて、これまで何の研究も行われていません。PMの影響、コスト、非正常時の排ガス調査などを含む最近の研究によって、焼却炉の危険性は以前認識されていたよりも大きいことが実証されました。焼却炉の健康リスクに関して集まっている証拠はすでに無視できないほど大きく、より安く、より良く、遥かに安全な廃棄物処理法が利用できるようになった今、焼却炉の利用を正当化することはできません。

記

- 1 震災がれきの受け入れ・試験焼却・焼却、大阪湾沖最終処分場への焼却灰の埋め立ては、予防原則に基づいて拒否してください。
- 2 国に対し、災害廃棄物の広域処理計を廃止し、IAEAの基本原則に則り、放射能の封じ込めを主とした新たな汚染物質政策を立てるよう求めてください。
- 3 今後、廃棄物焼却は危険になると思われるため、なるべく焼却だけに頼らない、市民と共にごみの大量減量が達成できる制度を作ってください。
- 4 和歌山の安全な大地と空気を守ることで、和歌山だからこそ可能な被災地支援のビジョンを策定するよう求めます。

以上につき、8月31日までに文書回答を下さるようお願いいたします。またその際、市民に対して説明していただきたいので、時間調整などご配慮くださるよう要求いたします。

2012年 8月 20日

要望者 放射能から命を守りたい集い in 和歌山

【別紙】 参考資料

【バグフィルターは放射性物質を捕捉しきれない】 環境省の調査「放射性物質を含む廃棄物の処理における排ガス・排水の測定結果について」によると、16都県の調査で、42施設中2箇所の施設で排ガスにセシウムが含まれていた。つまりバグフィルターでは放射性物質が捕捉しきれない場合がある。（文部科学省のサイトより「放射性物質を含む廃棄物の処理における排ガス・排水の測定結果について」）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/housha/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2011/11/25/1313504_6_1.pdf

【アスベスト（石綿）】 宮城県南三陸町で、がれきの中からアスベストを含む屋根や壁など住宅建材が多数確認された。大気中への飛散は確認されていないが、専門家は、瓦礫の解体や撤去時は防じんマスクを着用するなどの対策をとるよう呼びかけている。阪神大震災では、瓦礫撤去作業をしていた男性が中皮腫になり、08年に労災認定を受けている。（朝日新聞 11/04/11）

【六価クロム】 六価クロム、基準値大幅に超す。一関地区広域行政組合大東清掃センターは31日に開いた同センター公害防止対策協議会で、同センターごみ焼却施設の焼却灰の六価クロム化合物含有量が1リットル当たり7・82ミリグラムと基準値（同1・5ミリグラム）を大幅に超えたことを報告した。2011年12月9日に受け入れを開始した被災地のがれき焼却が影響したとみており、1月6日以降受け入れを停止している。（岩手日日新聞 12/02/01）

*六価クロムは強い毒性があり鼻中隔穿孔、癌、皮膚・気道障害などの原因になるとされる。

【ヒ素】 ヒ素を含む海の泥が三陸沿岸に打ち上げられていることが、東北大の調査でわかった。環境基準を超える濃度を検出したのは、調査した東日本大震災の被災3県129地点のうち36地点。土屋範芳・同大学院教授は「過去に流れ込んで海底にたまっていたヒ素が津波で巻き上げられたため」とみている。（朝日新聞 11/09/03）

【PCB（ポリ塩化ビフェニール）】 環境省は、東日本大震災の津波被災地のがれきに、有害物質のポリ塩化ビフェニール（PCB）を使用した変圧器やコンデンサーなどが交じっている恐れがあるとして、自治体側に注意と住民らへの周知を呼びかけた。（産経新聞 11/04/01）

*PCB（ポリ塩化ビフェニール）は、廃棄物処理法によって「特別管理廃棄物」と規定され、その毒性を鑑み、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制が行われている。

【IAEAの基本原則に基づいた管理を】 新潟県泉田裕彦知事は、2月19日、「どこに市町村ごとに核廃棄物場を持っている国があるのか」と批判し、「国が環境整備をしないといけない。国際原子力機関(IAEA)の基本原則で言えば、放射性物質は集中管理をするべきだ」と訴えた。

(12/02/20 朝日新聞)

【福島第1原発:ストロンチウム、10都県で最大値以上】

文部科学省は24日、東京電力福島第1原発事故で放出された放射性ストロンチウム14件90（半減期約29年）の全国規模の飛散調査結果を公表した。事故後、土壌から検出された宮城、福島両県以外に、関東・東北の10都県の値が、2000年～事故前の最大値以上となった。

(毎日新聞 12/07/24)

【地方自治法】

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が決め、自らの暮らす地域の未来に責任を持つという、住民主体の新しい発想を求めていくものです。

この地域主権改革を推進していくためには、地方自治体においても、その運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、地方自治の基本法である地方自治法についても抜本的な見直しを検討していくことが必要と考えられます

(総務省 HP http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/minaoshi.html)

【がれき焼却は健康被害をもたらす】

イギリスでは、放射性廃棄物を燃している焼却炉がいくつかあり、放射能を帯びたPMを発生させている。その放射性物質を呼吸によって体内に取り込むと、体内でアルファ線とベータ線を放出する可能性がある。体外では危険性が低いこれらの放射性物質は、体内ではとんでもなく破壊的な作用を及ぼすが、これらの放射性排ガスが人の健康にどれだけの影響を与えているかについて、これまで何の研究も行われていない。

最新の汚染除去装置（訳者注：バグフィルターなど）により、排ガスは安全になったとの主張があるが、それを裏付けるのは事実上不可能であり、たとえ裏付けられても、正常な稼働状態の時に出る排ガスだけにしか当てはめられないだろう。より懸念されるのは、短時間に大量の有毒物質を排出する、立ち上げと立ち下げ時など非正常時の状況である。有害性が最も高い排ガスのうち二つ—PMと有害重金属—は、比較的、除去に抵抗性がある（除染しにくい）。

...

(山本節子氏 ブログ <http://wonderful-ww.jugem.jp/?eid=559> 「がれき焼却は健康被害をもたらす」12/07/27)